

報道機関各位

令和7年10月30日

【照会先】

熊本労働局

労働基準部 賃金室

賃金室長 清水 公雄

室長補佐 佐藤眞一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和7年度熊本県特定（産業別）最低賃金の改正答申について —熊本地方最低賃金審議会—

1. 熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田賀世）は、本年9月22日（月）熊本労働局長（金谷雅也）から二つの産業にかかる特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問を受け、熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、本日、熊本労働局長に対し次のとおり答申を行いました。

○ 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

時間額996円を67円引上げ、時間額1,063円とする。

発効日 令和8年1月1日

○ 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

時間額1,019円を55円引上げ、時間額1,074円とする。

発効日 令和8年1月1日

2. この答申を受けて熊本労働局長は、令和8年1月1日からの効力発生（予定）に向けて、答申内容に関する意見の受付などの所要の手続を進めてまいります。

これらの熊本県特定（産業別）最低賃金は、対象産業で働く労働者（適用除外を除く。）に適用されます。

熊本県の特定（産業別）最低賃金額の推移

○熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
平成28年	759円	21円	2.85％
平成29年	782円	23円	3.03％
平成30年	807円	25円	3.20％
令和元年	832円	25円	3.10％
令和2年	836円	4円	0.48％
令和3年	863円	27円	3.23％
令和4年	896円	33円	3.82％
令和5年	940円	44円	4.91％
令和6年	996円	56円	5.96％
令和7年	1,063円	67円	6.73％

○熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
平成28年	808円	21円	2.67％
平成29年	832円	24円	2.97％
平成30年	858円	26円	3.13％
令和元年	884円	26円	3.03％
令和2年	888円	4円	0.45％
令和3年	902円	14円	1.58％
令和4年	931円	29円	3.22％
令和5年	965円	34円	3.65％
令和6年	1,019円	54円	5.60％
令和7年	1,074円	55円	5.40％

○百貨店、総合スーパー最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
平成28年	712円	－	－
平成29年	740円	28円	3.93％
平成30年	765円	25円	3.38％
令和元年	792円	27円	3.53％
令和2年	796円	4円	0.51％
令和3年	796円	－	－
令和4年	855円	59円	7.41％
令和5年	改正なし	－	－
令和6年	改正なし	－	－
令和7年	改正なし（注1）	－	－

（注1）最低賃金法第6条により、令和8年1月1日から熊本県最低賃金の時間額

1,034円が適用されます。